令和７年１１月１２日
国土交通省関東地方整備局河川部
利根川上流河川事務所・利根川下流河川事務所・江戸川河川事務所
高崎河川国道事務所・利根川ダム統合管理事務所

第１回　利根川水系における治水計画検討委員会の開催について

「利根川水系における治水計画検討委員会」を開催しますので、お知らせいたします。

１．開催日時
（１）現地視察：令和７年１１月１６日（日）　１０：００～１６：００（予定）
（２）委 員 会：令和７年１１月１６日（日）　１６：００～１７：００（予定）
※時間については、現地視察及び道路の状況により遅れる場合があります。

２．開催場所
（１）現地視察
（２）委 員 会：高崎河川国道事務所　４階会議室
住　　所：群馬県高崎市栄町 6-41
開催場所の最寄り駅：高崎駅から徒歩約５分

３．議事（予定）
利根川水系における治水計画検討について

４．公開等
委員会は公開で行います。（現地視察は委員のみ）
カメラ撮り等は、冒頭部分のみ可能です。
取材に関する詳細は、別紙１、別紙２をご覧ください。
報道機関以外の方で傍聴を希望される方は、別紙３をご覧ください。
委員会での配布資料等は、関東地方整備局ホームページに掲載する予定です。

５．その他
本委員会は、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」策定後、治水計画の検討を行うために設置するものです（別添資料参照）

＜発表記者クラブ＞　竹芝記者クラブ　神奈川建設記者会　埼玉県政記者クラブ　茨城県政記者クラブ　栃木県政記者クラブ　刀水クラブ･テレビ記者会　千葉県政記者会　都庁記者クラブ

＜問い合わせ先＞
関東地方整備局　河川部
電話：０４８－６０１－３１５１（代表）　FAX：０４８－６００－１３７８
河川調査官　　石川（いしかわ）（内線：３５１３）
河川計画課長　與田（よだ）　　（内線：３６１１）

（別紙１）

利根川水系における治水計画検討委員会開催
（報道機関の方へ）

標記会議について下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

１．開催日時
（１）現地視察：令和７年１１月１６日（日）１０：００～１６：００（予定）
（２）委 員 会：令和７年１１月１６日（日）１６：００～１７：００（予定）
※時間については、現地視察及び道路の状況により遅れる場合があります。

２．開催場所
（１）現地視察
（２）委 員 会：高崎河川国道事務所　４階会議室
住　　所：群馬県高崎市栄町 6-41
開催場所の最寄り駅：JR 高崎駅から徒歩約５分

３．会議の公開
- 委員会は公開で行います。（現地視察は委員のみ）
- カメラ撮りは、冒頭の挨拶まで可能です。

４．報道関係者の受付
- 受付日時　令和７年１１月１６日（日）１５：３０～１６：００まで
- 受付場所　高崎河川国道事務所　４階会議室入り口
- 当日、受付にて必要事項を記入の後、係員の指示により会場へ入場をお願いします。
- 会場には、報道関係者用のスペースを設ける予定ですが、会場の都合により座席に限りがございますのであらかじめご了承ください。
- 当日は、受付にて「受付証」をお渡ししますので着用をお願いします。なお、お帰りの際に受付へ返却下さい。

５．取材に当たっての注意事項
取材に当たっては、以下の注意事項をご確認いただき、その遵守へのご協力をお願いします。
- 報道関係者傍聴席での座席取りは、ご遠慮下さい。
また、一つの社で多数の席を占有することのないようご協力をお願いします。
- 事務局の指定した場所以外での撮影及び取材はご遠慮ください。
- 報道席でのＰＣ等の使用は、議事や他の報道の方へ迷惑にならない限り可能です。
- 取材に必要となる電源は、各社（各自）にてご用意下さい。
- 携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切り下さい。
- 会場では、着席のうえ、静粛に傍聴して下さい。
- 会場での飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
- 事故防止の観点から、取材に当たっては節度ある行動をお願いします。
- 手荷物･貴重品等の管理は各自にてお願いします。
- 会議の円滑な進行のため、係員の誘導、指示に従ってください。

（別紙２）

※送信票は不要です。
ＦＡＸ番号：　０４８－６００－１３７８　　国土交通省関東地方整備局河川部　河川計画課行き

第１回 利根川水系における治水計画検討委員会
取材登録書

　標記について、取材をご希望の報道機関におかれましては、事前にご登録をお願い致します。会場の都合上、取材人数については、各機関１名でお願いいたします。

ＦＡＸ送信期限　：１１月１４日（金）　１２時００分まで

１．　報道機関名　：

２．　取材者等

（１）ご氏名　：

（２）連絡先（ＴＥＬ）：

（３）テレビカメラの有無　：　有・無　　「有」の場合の台数＿＿台

（別紙３）

利根川水系における治水計画検討委員会開催
（一般の方へ）

標記委員会について下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

記

１．開催日時
（１）現地視察：令和７年１１月１６日（日）１０：００～１６：００（予定）
（２）委 員 会：令和７年１１月１６日（日）１６：００～１７：００（予定）
※時間については、現地視察及び道路の状況により遅れる場合があります。

２．開催場所
（１）現地視察
（２）委 員 会：高崎河川国道事務所　４階会議室
住　　所：群馬県高崎市栄町 6-41
開催場所の最寄り駅：JR 高崎駅から徒歩約５分

３．会議の公開
- 委員会は公開で行います。（現地視察は委員のみ）

４．傍聴希望者の受付
- 受付日時　令和７年１１月１６日（日）１５：３０～１６：００まで
受付場所　高崎河川国道事務所　４階会議室入口
- 事前の登録は不要です。
- 当日、受付にて必要事項を記入の後、係員の指示により会場へ入場をお願いします。
- 当日は、受付にて「受付証」をお渡ししますので着用をお願いします。なお、お帰りの際に受付へ返却下さい。
- 傍聴会場の都合により、座席に限りがございますのであらかじめご了承ください。

５．傍聴に当たっての注意事項
傍聴に当たっては、以下の注意事項をご確認いただき、その遵守へのご協力をお願いします。
- 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 他の傍聴者の迷惑になるような行為は、慎んで下さい。
- カメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等を用いた撮影･録音はしないで下さい。
- 発言に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切り下さい。
- 会場では、着席のうえ、静粛に傍聴して下さい。
- 会場での飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
- 手荷物･貴重品等の管理は各自にてお願いします。
- 委員会の円滑な進行のため、係員の誘導、指示に従って下さい。

利根川・江戸川河川整備計画（変更）について

令和7年3月27日公表
https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000012.html

【変更整備計画目標】

- 気候変動を踏まえた基本方針においては、八斗島基準地点の基本高水のピーク流量が、22,000m³/sから26,000m³/sと増大。（R6.7変更）
- この河川整備基本方針の変更を踏まえ、**利根川・江戸川河川整備計画についても気候変動を踏まえた計画へ見直しを実施。**
- その結果、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮しても**目標となる安全度（年超過確率1/70～1/80）を低下させない**ようにするとともに、八斗島地点において**カスリーン台風と同等の21,200m³/sを目標流量**として設定。

河道と洪水調節施設等の配分流量＜基準地点：八斗島＞

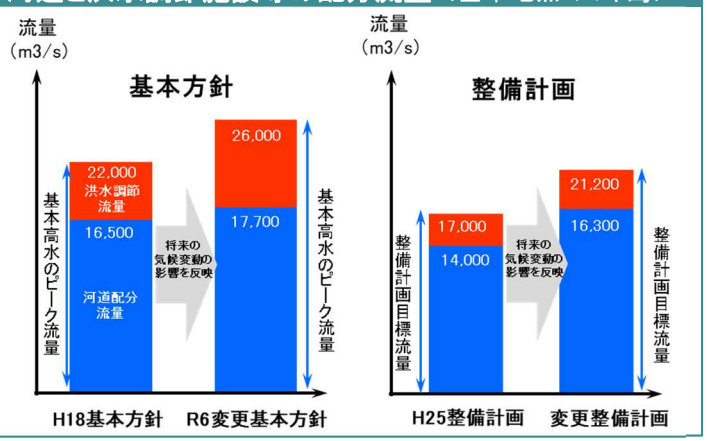

流量配分

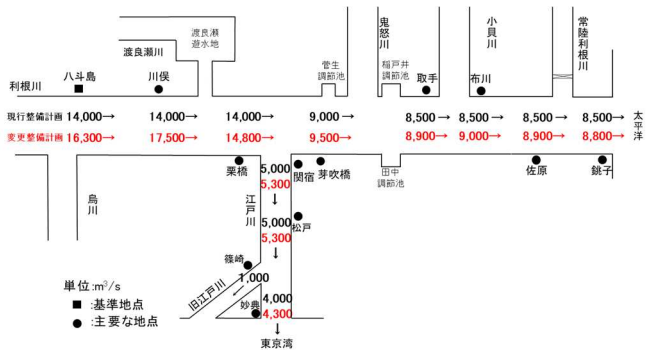

八斗島地点において4,900m3/sを調節する必要があるが、具体的な実施メニューは治水機能増強検討調査を踏まえ決定する。

主な整備メニュー

■堤防整備

- 堤防が整備されていない区間や、高さ又は幅が不足している区間について、築堤・かさ上げ・拡築を行う。

川裏断面拡幅・堤防かさ上げ例
（利根川左岸　群馬県板倉町）

■首都圏氾濫区域堤防強化対策

- 首都圏へ氾濫被害が及ぶ区間において、現況の堤防断面を拡大する「首都圏氾濫区域堤防強化対策」（川裏のり勾配　7割）を実施する。

首都圏氾濫区域堤防強化対策整備例
（利根川右岸　埼玉県久喜市栗橋北地先）

■河道掘削

- 洪水を安全に流下させるために必要な河道断面を確保する。

河道掘削とあわせてワンドを創出した例
（江戸川右岸 埼玉県吉川市鍋小路地先）

■遊水地及び調節池の洪水調節機能の強化

- 稲戸井調節池にて池内掘削を推進し、洪水調節容量増大を図るとともに、田中調節池及び菅生調節池の洪水調節機能の向上を図るため、調査及び検討を行い、越流堤の移設を行う。

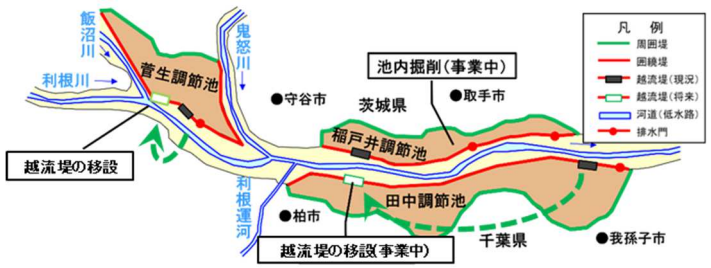

- 既存の洪水調節施設の徹底的な有効活用を図るため、渡良瀬遊水地、田中調節池、稲戸井調節池、菅生調節池について、調査及び検討を行い、越流堤の可動化を行う。

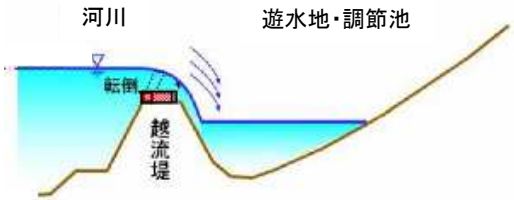

■治水機能増強検討調査

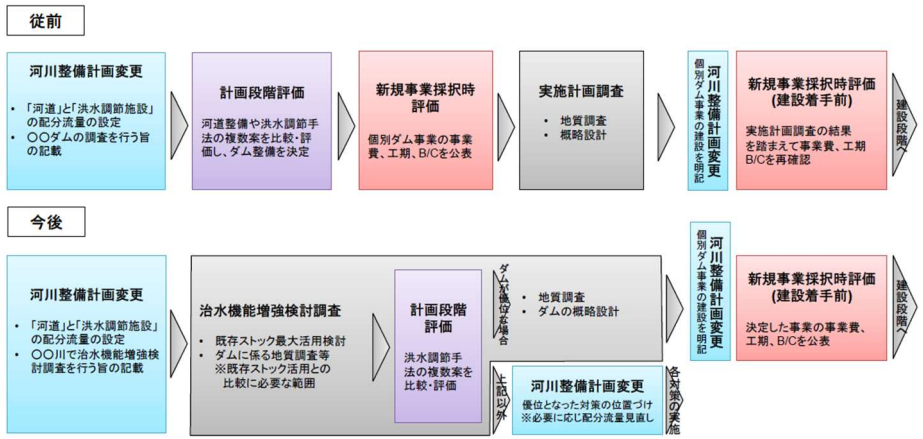

治水機能増強検討調査の推進

○ ダムの新規事業化までのプロセスを見直し、従来の「実施計画調査」に変わり、新たに「治水機能増強検討調査」として事前放流の更なる活用や放流操作の最適化など、既存ストックを最大限活用する検討を推進。

○ 令和7年度は、13箇所で治水機能増強検討調査を実施中。

調査中（直轄・補助）

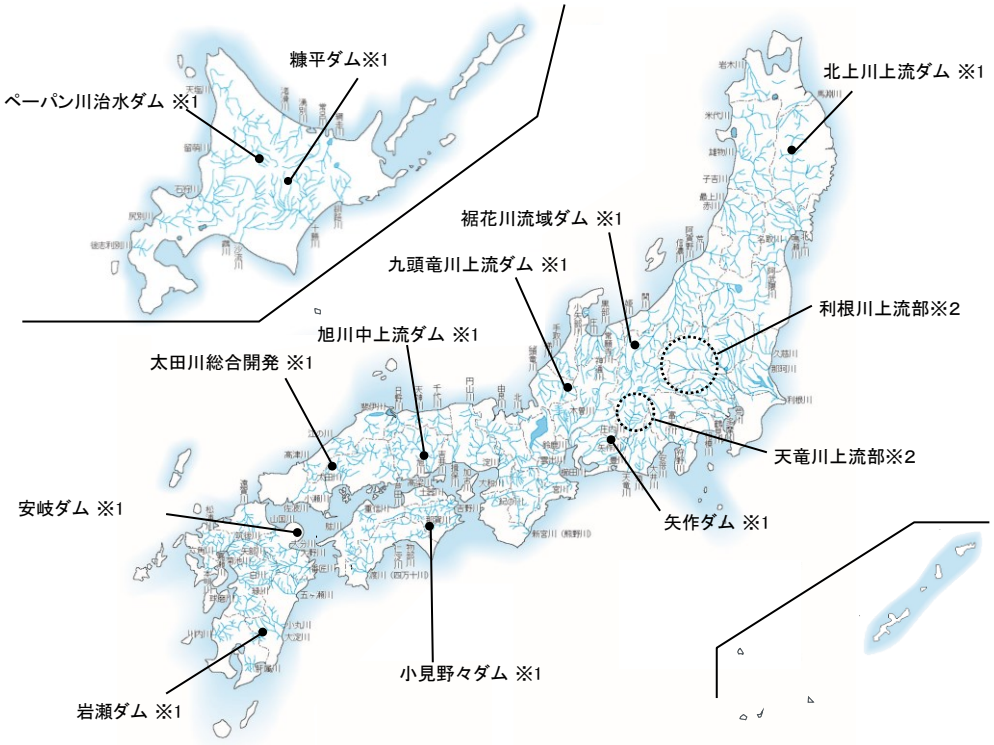

凡例

※１　治水機能増強検討調査（実施計画段階）　：
計画段階評価等において洪水調節手法の複数案を比較・評価し、ダムによる洪水調節が優位となった段階で実施する調査であり、ダムの規模等の検討、地質調査、ダムの概略設計等を実施。

※２　治水機能増強検討調査（基礎調査段階）　：
計画段階評価等を行う前の段階で実施する調査であり、事前放流の更なる活用や放流操作の最適化、容量の見直し等の既存ストックを最大限活用した洪水調節の検討を実施。検討の結果、ダムの改造・新設による洪水調節が優位な場合には、過去に中止となったダム等についても選択肢から排除せず検討を進める。

新規事業化までのプロセス

【治水機能増強検討調査から、ダムの建設段階移行までの流れ】

○河川整備計画を策定・変更し、「治水機能増強検討調査」の実施を位置づけ

【治水機能増強検討調査】

①事前放流の更なる活用や放流操作の最適化、容量の見直しなど既存ストックを最大限活用することを検討。

②計画段階評価等を活用し、洪水調節手法の複数案を比較・評価。

③ダムの改造・新設による洪水調整が優位な場合には、規模等の検討、各種調査や概略設計を実施。

○河川整備計画変更により個別ダム事業の建設を明記し、新規事業採択時評価を経て建設段階へ移行。

【新規事業化までのプロセスイメージ】

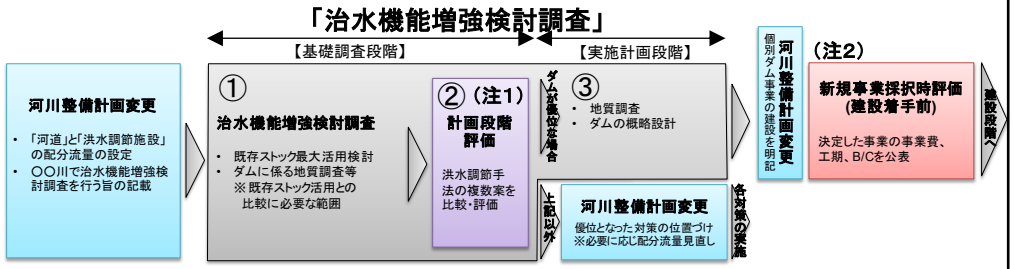

注1　補助ダムにおいては「第3者委員会等における洪水調節手法の複数案を比較・評価」に読み替え。
注2　治水機能増強検討調査の導入に伴い、新規事業採択時評価は建設着手時の1回のみに変更。

国土交通省 高崎河川国道事務所

〒370-0841 高崎市栄町 6-41

TEL : 027-345-6000　FAX : 027-345-6085

JR高崎駅下車徒歩約5分